使者二員 游迎安 馬^② 功立 人伴八名

留辺通事一員 管船火長・直庫二名 王可法 黄③王 可 喜 就 人伴四名

水梢

執照

康熙十一年 右の執照は留辺通事王可法等に付し、 (一六七二) 十月十五日給 此れに准ぜしむ

注 1 游政安 この時の符文〔二七-〇八〕では昌威。

2 馬功立 符文〔二七-〇八〕では馬立功

(3) 黄可喜 符文〔二七-〇八〕では長可喜

1-34-20 させるために正議大夫蔡国器等を遣わす執照 世子尚貞の、 靖南王の叛乱に際して情勢を問い、 貢使を帰国

(一六七七、二、一八)

琉球国中山王世子尚(貞)、探聴せるを報明し并びに貢使を迎接

する事の為にす。

火急に駕帰して切に告すらく、福建の靖藩王、義ならずして挙兵 照得するに、甲寅(一六七四)五月内、 前年閩に在りし貢使の

謀りて天下を乱す、と。

此の為に、

特に正議大夫・都通事・

通事鄭明良等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び 去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して便な 隻に坐駕して員役共に計うるに九十□人を率帯し、咨文を齎捧し 使者等の官の蔡国器・曾益・毛自彬・倪定基等を遣わし、海船一 便ならざるを得しむる毋れ。須らく執照に至るべき者なり。 沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して むべし。此の為に王府、今、義字第二十号半印勘合執照を給して らざるを恐る。理として合に執照を給発して以て通行に便ならし て以て福建に赴き、前来して捷報もて知明せしむる外、拠りて差

計開

正議大夫一員 蔡国器 人伴十名

都通事一員 曾益 人伴五名

使者二員 毛自彬 倪定基 人伴九名

通事一員 鄭明良 人伴四名

管船火長・直庫二名 毛金徳 王可喜

康熙十六年(一六七七)二月十八日給 右の執照は通事鄭明良等に付し、此れに准ぜしむ 水梢共に五十八名

執照

 $\widehat{1}$ (2)二十号 〔二七-○八〕が二十号であり、年時と欠番からみて、 九十口人 員役の総計は九十三人である。

注

拠りて差去する員役は、

並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤

1-34-21

-34 世子尚貞の、進貢のため耳目官陸承恩等を遣わす執照

(二六七八、一〇、二八)

琉球国中山王世子尚(貞)、進貢の事の為にす。

前来し進貢せしむ。
の官の陸承恩・王明佐・金元達等を遣わし、表・咨文を齎捧して合に進貢すべし。此の為に今、特に耳目官・正議大夫・都通事等に、康熙十七年(一六七八)は例として歳期に該れば、理として、康熙十七年(一六七八)は例として歳期に該れば、理として

等処承宣布政使司に前赴して投逓し、起送して京に赴く。

便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らくし経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即執照を給して在船通事毛文善等に付し、収執して前去せしむ。如執照を給して在船通事毛文善等に付し、収執して前去せしむ。如い側に便ならざるを恐る。理として合に執照を給発して以て通行阻して便ならざるを恐る。理として合に執照を給発して以て通行

計開 赴京の

執照に至るべき者なり。

耳目官一員 陸承恩 人伴十三名

正議大夫一員 王明佐 人伴十三名

都通事一員 金元達 人伴五名

在船通事一員 毛文善 人伴三名 在船使者二員 毛文徳 栢茂 人伴九名

管船火長・直庫二名 金鼎 徐永念

水梢共に六十名

右の執照は在船通事毛文善等に付し、康熙十七年(一六七八)十月二十八日給す

此れに准ぜしむ

執照

- 258 -